

近隣の皆様へ

田辺市新庁舎整備に伴う解体工事についてのご質問にお答えいたします。

令和3年2月上旬に配布しました「田辺市新庁舎整備に伴う解体工事についてのお知らせ」に対しお寄せいただきましたご質問に、下記のとおりお答えいたします。

Q1 説明会を開催しないのはなぜですか？

A1 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、一堂に会して行う説明会を開催せず、周知のチラシを配布し、個別での対応とさせていただくこととしました。

Q2 説明会を開催しなければならないほどの工事なのでしょう吗？

A2 市では、大規模な工事を行う場合、工事において生じる騒音・振動・道路交通などの影響について、周辺地域の皆さんを対象とした説明会を実施しており、今回も、同様に実施することとしていたところです。

Q3 店舗やテナントなどには、チラシは配布をしていないのでしょうか？

A3 工事箇所に近接する店舗やテナントには、広報田辺2月号の折込みとは別に配布を行っています。

Q4 アスベストの撤去は本当に大丈夫ですか？

A4 アスベストの撤去については、十分な安全対策を講じて工事を実施します。

Q5 アスベスト撤去の作業風景だけでも動画で見ることができますか？

A5 作業の様子が分かる動画については、今後ホームページにおいて公開を検討します。

Q6 アスベストの飛散による健康被害は大丈夫ですか？

A6 「大気汚染防止法」では、吹付け石綿などが使用されている建築物を解体する場合には、作業に伴って石綿が大気中に飛散しないような措置を講ずることが義務づけられています。これら法に定められた方法により作業を行うことにより、周辺に石綿が飛散し、環境汚染を引き起こすことはないと考えています。
また、今回は水圧を利用した除却工法の採用やモニタリングの実施など、より安全性を確保しております。

Q7 解体工事の契約額はいくらですか？

A7 6億8,607万円です。

Q8 解体新築工事による振動・騒音の発生が予想されます。近隣住民からの苦情があれば影響の度合いに関係なく、振動・騒音測定器や環境測定機器等の設置、継続調査をしていただけるのでしょうか？

A8 解体・新築工事においては、できるだけ振動・騒音が発生しないような工法等を選択し対策を行ってまいります。全く振動・騒音を発生させないということとはできないと考えております。
また、計測機器の設置については、状況を踏まえ検討します。

Q9 工事車両の通行ルートが示されているが、このルートしか通らないのでしょうか？

A9 今回の解体工事では、このルートを通りますが、新築工事については、今後施工業者と協議を行った上でルートを選定します。

Q10 新築工事はいつから始まる予定ですか？

A10 新築工事は、令和4年6月頃からの開始を予定しています。

Q11 新築工事の説明会はあるのでしょうか？

A11 新築工事については、工事内容等が異なりますので、改めて説明会または今回と同様の形で周知をさせていただきます。

Q12 Bゾーン（店舗・駐車場棟）部分には歩道があるが、そこから先も、生徒の安全性を考慮して歩道を付けた方がいいのではないのでしょうか？

A12 Cゾーン（職員用駐車場敷地）部分についても歩道を設置予定です。

Q13 新庁舎ができれば今よりも交通量が増えると思います。そうなったら路上駐車の手も出てくると思いますので、駐車禁止の標識などを設置してもらえますか？

A13 規制標識の設置は警察によって行われます。
道路の状況や地域の要望等を勘案し、警察が総合的に判断することとなります。

Q14 新庁舎が完成したら高校生の通学時間と職員の通勤時間が重なります。特に雨の日は、生徒の送迎車と職員の通勤車両とで交通量が多くなるため、市役所の勤務時間（開庁時間）をずらせないのでしょうか？

A14 交通量調査及び将来予測において、交通量が増えない予測となっていますが、状況を見て道路管理上の対応を検討します。

Q15 工事関係車両の増加により周辺生活道路の渋滞混雑が予想されます。
工事期間における交通事故防止対策等はどう考えておられるのでしょうか？

A15 道路部分施工時における交通規制や工事車両の出入りによる一時規制等により混雑の可能性はあります。
そうしたことから、施工業者に対し交通安全の徹底を指導し、交通安全講習の実施、工事車両に対する規制看板の設置、交通誘導員の適正配置等の対策を行います。

Q16 工事場所に通じる市道は現在、規制が無い道路です。
工事期間中において「速度規制」「ゾーン30」などの規制により工事車両進入増に対応した総合的な安全対策を実施すべきだと思います。

A16 「ゾーン30」、「速度規制」の指定については、道路の状況や地域の要望などを勘案し、警察が総合的に判断して継続的に規制を行うもので、工事期間に限定した規制はできません。
市としましては、施工業者に対し交通安全対策の徹底を指導し、交通安全講習の実施、工事車両に対する速度規制等の看板の設置、交通誘導員の適正配置等の対策を行います。